

鹿角市ふるさと産品地産地消推進条例

私たちの住む鹿角市は、山紫水明の里です。青垣の山々から出でる清らかな水と豊かな大地は、多様な農畜産物を育み、縄文の古から続く悠久の歴史と文化の中で、特色ある食文化の創造に寄与してきました。

私たちには、この豊かな自然環境のもとで生産される農畜産物等とその加工品を、ふるさとの財産として、誇りと愛着をもって次世代に受け継ぐ大切な使命があります。

そして、地域の食文化の結晶であるふるさと産品を、鹿角市を訪れる多くの方へ提供することは、鹿角市の魅力の発信、交流人口の増加、地域産業の発展と振興につながります。

ここに、ふるさと産品に愛着と関心を寄せ、地域の食文化を守り、市民が一丸となって「地元の産品を地元で消費」という地産地消を推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市における地産地消の推進に関し、基本理念を定め、市、生産者等の役割を明らかにすることにより、地場産農畜産物等の生産振興及び消費拡大、これを加工した食品加工業の振興並びにこれらの販売及び提供を行うサービス業の振興を図り、もって地域経済の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと産品 市内で、生産された農畜産物、林産物及び水産物（以下「農畜産物等」という。）並びに加工された食品をいう。
- (2) 地産地消 ふるさと産品を市内で消費することをいう。
- (3) 生産者 市内で農畜産物等を生産する者をいう。
- (4) 消費者 市内でふるさと産品を食する者をいう。
- (5) 事業者 市内でふるさと産品の製造又は加工を行う者（以下「製造業者等」という。）及び市内でふるさと産品の流通又は販売を行う者（以下「小売業者等」という。）及び市内で飲食の提供を業として行い、又は施設等で飲食を提供する者（以下「飲食

店等」という。)をいう。

(基本理念)

第3条 地産地消の推進は、その推進が地域経済の発展に貢献するものであるという基本的な認識の下に行われるものとする。

2 地産地消の推進は、生産者、消費者、事業者及び市がふるさと産品に関する情報を共有し、共働の理念の下連携しながら、地域に誇りと愛着が醸成されるよう行われるものとする。

3 地産地消の推進は、その推進を行う者の創意工夫及び自主的な努力を基本として行われるものとする。

(生産者の役割)

第4条 生産者は、基本理念にのっとり、安全・安心な農畜産物等を生産するとともに、栽培履歴等の情報を消費者及び事業者に提供するように努めるものとする。

2 生産者は、基本理念にのっとり、伝統的な農畜産物等の生産の継続に努めるものとする。

(消費者の役割)

第5条 消費者は、基本理念にのっとり、ふるさと産品の生産、流通、消費等に関心を持ち、ふだんの暮らしの中でふるさと産品を積極的に食するように努めるものとする。

2 消費者は、来客を対応する場合においては、基本理念にのっとり、ふるさと産品でもてなすように努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 製造業者等は、基本理念にのっとり、優良なふるさと産品を積極的に製造するように努めるものとする。

2 小売業者等は、基本理念にのっとり、ふるさと産品を積極的に調達し、及び販売するように努めるものとする。

3 飲食店等は、基本理念にのっとり、飲食の提供に際し、ふるさと産品を積極的に使うように努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、基本理念にのっとり、生産者、消費者及び事業者と連携し、地産地消の推

進に関し、必要な施策を実施するものとする。

- 2 市は、前項に掲げる連携を推進するため、生産者、消費者、事業者、関係行政機関等で構成する推進体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。